

平成30年度第2回 能勢町地域福祉計画推進委員会 会議録

日 時	平成30年12月5日(水) 9:30~11:30
場 所	能勢町保健福祉センター
出席者	委員長 岩崎 昭雄 副委員長 小南 清 委員 新崎 国広 委員 福西 正明 委員 森 畠 和志 委員 八木 キヨミ 委員 黒島 秀子 委員 倉脇 清美 委員 本多 清美 委員 寺野 芳子 委員 西村 由紀子 委員 宇佐美 哲郎 委員 富永 清美 事務局 健康福祉部福祉課 課長 花崎 一真 健康福祉部福祉課 係長 大植 信洋 健康福祉部福祉課 主事 小豆島 弘光 健康福祉部福祉課 主事 岩崎 賢太 能勢町社会福祉協議会 事務局長 松下 和之
事務局	健康福祉部福祉課
会議の公開	公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議題

(1) 能勢町における地域共生社会の実現に向けて(大阪教育大学 新崎教授より)

(2) 第3次能勢町地域福祉計画進捗状況について

(3) 能勢町自殺対策計画(案)について

(4) 第2次能勢町地域福祉活動計画の進捗状況について

4 その他

(1) 次回の予定

平成31年 月 日() 時より

5 閉会

2 審議経過

司会（課長）

皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第2回能勢町地域福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を努めさせていただきます福祉課長の花崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、はじめに、会議の開催にあたりまして、岩崎委員長よりご挨拶をお願いします。

岩崎委員長

みなさんおはようございます。今日は地域福祉計画推進委員会を開催いたしましたところ、何かとご多忙の中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて昨日、私大阪府社協に行ってきましたが、昨日は大変暑く、今日も平年よりは暖かいようです。今日は早朝からお集まりくださりましてありがとうございます。

本日は新崎教授によるご講演のあと、第3次能勢町地域福祉計画の進捗状況を報告いただきます。

昨今の福祉施策については一定の評価をしていますが、複雑多岐に渡る課題が多くございます。それらに対応すべく皆様方に頑張ってもらっているわけですが、現実としては出来ていないことも多いという状況でございます。どうぞよろしく願いします。最後になりましたが週末からまた寒くなるようでございます。どうぞお身体十分ご自愛くださいませのご活躍いただきますことをお願い申し上げます。

司会（課長）

ありがとうございました。それでは、議事に入る前に今回ご参加いただいております委員の方々のご紹介をさせていただきたいと思っております。資料1を併せてご参照願います。なお、今中委員と上西委員につきましてはご欠席の連絡をいただいておりますので予め申し上げます。（名簿に従い順に出席者の紹介）

次に、資料の確認をいたします。先日配布いたしました資料でございます。資料1から資料8まで、お手元にありますでしょうか。お持ちでない方、また不足等がございましたら事務局までお申し付けください。

次第につきましては、誤りがございましたので差し替えをお願いいたします。また当日資料として、子どもの居場所づくり事業に関する「冬のイベント情報」、加えて能勢町社会福祉協議会より「第2次能勢町地域福祉活動計画の進捗状況」に係る資料を配布させていただいておりますので、ご確認願います。

（配付資料について確認した後）

本委員会につきましては能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱の第7条第4項の規定に基づき、委員会の会議は公開となっております。議事録等につきましてもホー

ムページで公開とさせていただきますのでよろしくお願いします。

これより先の議事進行につきましては、同要綱の第7条第1項の規定に基づきまして委員長の方崎様をお願いしたいと思います。

方崎委員長

それでは、議事に入ります前に15名のうち本日13名の出席をいただいておりますので、能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱の第7条第2項の規定により本日の会議は成立していることをご報告いたします。また会議につきましては予定として11時30分を終了時刻としたいと思っておりますので、ご協力賜りますようお願いいたします。

議題に移ります。(1) 能勢町における地域共生社会の実現に向けては、有識者として本会議に参加していただいております、大阪教育大学 新崎先生から「地域共生社会の実現をめざす地域福祉計画策定の意義・目的」をご説明いただきます。能勢町における我が事・丸ごとの地域づくり、地域共生社会の実現にむけて委員相互が課題や問題意識を共有できればと考えます。それでは、新崎先生よろしくお願いします。

委員(大阪教育大学 新崎国広教授)

皆様おはようございます。今ご紹介いただきました大阪教育大学 新崎と申します。前回1回目の会議、欠席いたしまして申し訳ございません。今日は、事務局から依頼をいただき、地域共生社会の実現をめざす地域福祉計画の策定の意義と目的をお話させていただきます。

みなさんも新聞等で「我が事・丸ごと 地域共生社会創造というお話を聞かれたことがあると思います。ちょうどその構想を具現化するために、今回社会福祉法の改正ということもありました。そういった点も含めながら地域福祉計画の意義、大切なところ、目的についても一度再確認していただくというのが、今回のお話の特徴だと思います。今から20分程度お話をさせていただきます。よろしくお願いします。

では、資料3と4をご覧ください。

「我が事」というのは今日お集まりの地域の方々、住民の方々が、福祉の問題を他人事と考えずに我が事として考えていきましょう。そして自分たちの問題として解決する力ー見守り力、支え合い力ーを作っていきましょう。これが「我が事」の大きなポイントだと思います。それと「丸ごと」というのは、市町村による包括的な相談支援、今回の計画は地域福祉計画と地域福祉活動計画を連動させて作っておられるとお聞きしています。私は東大阪市に住んでいまして、東大阪市でもちょうど今年が地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定年度になっております。まずお詫びとして、私は能勢の事はあまりわかりません。ですから、総合的な話として今どのように国が考え、この「我が事・丸ごと」の地域共生社会という概念の中で地域福祉計画、地域福祉活動計画を立てていけばよいかという、いわば踏み込んだ話は、私の話のあとに具体的に詰めていただければと思います。今日は概ねこういった考え方で地域福祉計画、地域福祉活動計画を立てるとよいということをお伝えしていこうと思います。

地域福祉計画は行政計画というか、地域の方々の意見、地域の施設、相談機関の思いを共有しながら行政が整理して作っていく計画です。今回の社会福祉法の改正のなかでも努力義務化ということと、もうひとつの特徴がこれからの地域福祉計画は障がい、高齢、児童、色々な領域の各計画の上位計画として、上位計画というのは少し大げさかもしれませんが、ベースになる計画としていわゆる色々な領域の問題をしっかりと行政がどういった方向でやっていくのかということを考えていく、これが地域福祉計画だと思います。

つまり、色々な目配り気配り心配りができる計画と思っていただけたらと思います。一方今日は関係ないかもしれませんが、地域福祉活動計画は、地域福祉計画のアクションプランです。住民の方やボランティアの方、そして専門職の方々がどんなことができるかという、具体的にこれからやっていきたいことの活動をきっちりと書いていく。ですから、いわば能勢の特徴に鑑み、「ここを中心にやっていきたいよね。」「今回やりたいよね。」というようなことをこの5年間、計画内にどんなことをやりたいのかということをも深めていただく計画であると思います。

「丸ごと」の意味は何かというと、今までは地域福祉は住民がやるものということで行政や専門職の動きがなかなか十分ではありませんでした。そういった時に「丸ごと」とは今までの縦割りの福祉制度を横串に刺して、一体化していく、「丸ごと」で考えていくという、行政や専門職の覚悟であるといつもお話させていただいています。そのために5年間の計画の中で、どんな事をしていくかという風にご理解いただけたらと思います。

資料4を見てください。『制度・分野ごとの縦割や支え手受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、そして資源や世代の分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいをもとに創っていく』、今回の地域共生社会の中ではケアリングコミュニティという言い方をしています。いわゆる「支援する側」と「される側」という対立関係ではなく、支援する側と支援される側のどちらもが元気になっていく。そういった形をどのように具体化していくかということが大きなポイントとさせていただければと思います。

今、日本で起こっていることとして、「絆」の大切さが再確認されたことがあります。これは大阪で6月18日に起こりました大阪北部地震。それから古くは23年前の阪神淡路大震災。東日本大震災。災害の時ばかり「絆」と言うことが言われているけれども、実は「我が事」のように考えていくための「絆」は平時から作っていかなければならない、これは一つのポイントかなと思います。

二つ目はセルフネグレクトと資料に書きました。これは今必要な支援を遠慮されたり拒否されたりしている、つまり自暴自棄に陥っておられる方々の問題というのが、非常に深刻で複合化した問題であると言われていています。セルフネグレクトと言えば高齢者の孤立死というイメージがありますが、若者の引きこもりであったり、色々な事情はありますが、社会とのつながりを自ら絶ってしまったり、遠慮している、そういった方々の問題が非常に深刻です。

加えて、平成27年度で24,025人、自殺者の数です。2011年の東日本大震災の時

には年間3万人を超える自殺者がありましたが、様々なご努力で今は6千人以上少なくなっている。ただし、1位を見てください。小学校から若者と言われている39歳までの死亡原因の1位が自殺であるということ。これも非常に深刻な状況ではないかと思えます。そして虐待についても、児童相談所への相談件数が28年前には1,100件だったものが、現在は概数ですが13万5千件くらい、つまり135倍になったという現状があります。これは児童虐待防止法ができたとか、虐待の概念が広がっていったということもありますが、子育てや両親の孤立、孤独という問題も非常に深刻ではないか。子どもの貧困問題も昨年大規模調査がありましたが、少し緩和されているとはいえ、いわゆる平均所得の4分の1以下で生活されている相対的貧困層が、13.9%、つまり7人に1人の子どもたちが何らかの貧困の状態に陥っている。こう言った事の何が原因かと、ざくっとお話すると社会的孤立です。社会的孤立とは何か。家族からの孤立。近隣社会からの孤立。学校や組織からの孤立。社会的役割からの孤立。高齢になったからサービスを受けるばかり、障がいがあることでサービスを受けるばかり、というように受け身に人間はなってしまうと、元気がなくなってしまう。生きるための意欲が無くなってしまう。その意味で障がいがある方々や高齢で介護が必要な方々、貧困状態の子どもたち、子育て中のお母さん、色々な人たちを含めて、共に生きる社会を作っていくということが、大事ではないか。そのためには大阪府が大事にしている人権ということも一つのテーマになると思えます。それからそういった時、資料の3番目を見ていただけたら、地域福祉計画と地域福祉活動計画の鍵は多職種連携、地域協働。多職種連携とは、医療、看護、保健、福祉、介護、色々な専門職と連携をとること。地域協働とはいわゆる地域でインフォーマルなサポートと専門職が協働していくこととご理解いただければと思います。資料にあります公助・共助・近助・自助のネットワークについて、ひとつお断りしておかなければならないこととして、介護保険の中では共助というのは社会保険、健康保険等、みんなで助け合う社会保険制度のことを共助と言いますが、福祉の場合、共助とはどちらかということボランティアとかNPOというインフォーマルなサポートの一つの形態。近助というのは東日本大震災以降、ご近所の中でいわゆる民生委員の方々や老人クラブ、自治会区長、色々なところでの近隣の方々の支え合いという意味で近助という用語を使いました。

今回の特徴の中で大きいことは、社会福祉法が改正された後に立てられる地域福祉計画であるという点です。資料には書き足りないところがあるので、追加していただきたいのですが、まず一つは地域生活課題ということが社会福祉法第4条に組み込まれました。この中には福祉、介護、介護予防、保険、医療、住まい、ここまでは今までの地域生活課題に入っていた福祉関係のことですが、今回、就労および教育ということが新しく追加されました。就労、これは特に生活困窮者支援法、自立支援法いわゆる引きこもりの方であったり、就労がなかなか難しい方々に対しての就労支援ということも、地域生活課題に入りました。そして何より大きいのは教育です。今、学校教育の中でも、今日は詳しく触れませんがいわゆる開かれた教育課程、これは、過疎化、人口減少の中で子ども達が学ぶ際には、地域の高齢者や障がい者、住民との協働により進めていくものと、文部科学省の中央教育審議会で発表されました。その意味

で、今福祉と教育の協働がひとつのポイントであるのご理解いただければと思います。

それから社会福祉法第4条の中に「地域福祉サービスを必要とする地域住民及び世帯」と書いてあります。つまり、今までは障がいがある方、それから貧困の子ども達、高齢者の方という、個人の福祉サービスを必要とする方々がおられる世帯。つまり、福祉サービスを必要とする住民、生きづらさを抱えているご家族全体の孤立をどう防いで行くかということが社会福祉法の中に入れられました。それから、少しの変化ですが、あらゆる分野の活動に参加する機会が以前は「与えられる」という恩恵的な表現でしたが、今回の表現の中では「確保される」という権利擁護の視点がこの社会福祉法の改正の中に入れられました。

また、加えて今回第6条が新しく新設されました。これは行政にとっては、耳が痛いところかもしれませんが、これまでは第4条の中にこれからの地域福祉は福祉サービスを必要とする地域住民を、「地域住民」とそれから「専門職」、専門職とはつまり福祉サービスの事業を営む者、それから「地域福祉の活動を行う者」、これは、ボランティアとかNPOといった方々の事ですが、この三者で行うと書いていました。今回、そこに第6条が入りました。つまりこれからは、地域福祉を充実するためには国や行政がしっかりとそれを下支えするような措置を講じなければならないということ、これは結構行政にとっては重いし、いわゆる住民の方々にとっては自分達の活動をしっかりと提案していけるチャンスでもあるのご理解いただければと思います。

このように社会福祉法の改正が行われた中で、今回の地域福祉計画の大きなポイントは何かと言いますと、いわゆる今までの自立という考え方から変えていこうという点が大いといは理解しています。つまりどういうことかという、今までの自立は、「自分のことは自分です。他人に迷惑をかけない。」という自己完結型自立ということが今までの日本人の自立に対する考え方だったのかもしれませんが、それが今回の「我が事・丸ごと」の地域共生社会創造本部では「相互実現型自立」という言葉を使っています。つまり支援する側も支援を受ける側もお互いに自己実現が図れるような取組み。そういった形をどう作っていくか。

これを上野谷加代子先生は、助け上手、助けられ上手という言い方をされています。多職種連携も同じ考え方だと思います。医療、看護、保健、福祉、介護それぞれ専門職は専門分野で助け上手、支援上手になっていただくことと同時に、多職種連携とは自分達の領域の中で苦手な部分、できない部分をちょっと一緒にやろう、助けてと言える関係。これが、まさに地域福祉計画の大きなポイントとご理解いただければと思います。

私は「協働」とは目的ではなく手段だと思います。それぞれの領域で完結できるようなことであれば、それは各々やっていく方が効率的です。けれど先程も申し上げたように複合多問題、8050問題、それからいわゆるゴミ屋敷、セルフネグレクト、必要な支援をなかなか自身から開いていかれない時にどんな支え方ができるのかということ専門職と行政がお互いに力を出し合ってやっていく、そういった計画を作っていくということがこれから大切となるころだと思います。

その法律改正の根拠になったのがこの資料にあります「新たな事情に対応した福祉

ビジョンの提供」ということで、3年前に出ました。これが出たときは、市町村が二つに分かれました。どんな風にか。前向きに捉えようとしている行政はこういうやり方は大事だから取り組んでいこうと、もう一方は、残念ながらこれは厚労省が描いた絵空事だから、こんなことはいまの日本では出来ないよとっている行政もありました。たぶんこの能勢はその前者、つまり、これからやっていこうよということで、今回私を呼んでいただいているのかなと思います。

どういうことかということ、今までの高齢、障がい、子ども、それから引きこもり、そういった色々な縦割りから包括的な相談の見立て、資料にある「地域によるワンストップ型、連携強化型」というところに、チェックを入れておいてください。つまり解決はなかなか難しいけれども相談を受けた時に、たらいまわしにしない。つまり一旦は受け、住民の方々や相談を受けられた方々と一緒に考えていくということ。これがワンストップ型、連携強化型の大きな特徴ではないかなと思います。そして高齢者、障がい者、児童等への総合的な支援の提供。これが地域福祉計画の大きなポイントだと思います。これについては、後程詳しくご説明をいただき、取組をみなさんでご協議頂くことと思います。その背景には、福祉ニーズ、それぞれの方々の思い、こうなって欲しいという思いが多様化・複雑化していく状況の中で、今まで申請主義で取り組んできた福祉では対応ができないような課題が山積している。そういったところで、これからの地域福祉は行政や専門職による支援、互助という言い方がわかり易いかもかもしれませんが、お互いに助け合うインフォーマルな支援。それから、当事者、ご家族のセルフヘルプ。この公助、自助、互助の3つの支え合いをどのようにしていくか、これを具現化していくのが地域福祉計画であり、また加えて地域福祉活動計画があるのかなと思います。

そこで、地域福祉計画では、3つのゴールを想定しませんかというご提案です。ついつい我々は計画を立てること自体が目的となってしまうがちですが、実は計画を立ててからの5年間がとても大事です。つまりタスクゴール。今回計画策定をして、こういう制度を作って行きましょう。こういう風な取り組みをして行きましょうということがタスクゴールです。たとえば東大阪ではこんなキャッチフレーズを付けました。「すべての人が地域で個性を尊重し合い、支え合い、共に生きる、安心と活力の福祉コミュニティを実現します」これが全体の目標です。今まではどちらかというと、この目標を作って、(計画の)冊子が出来たら終わりということがわりと多かったのですが、実はその策定のプロセス、つまり、たくさんのお集まりいただきました組織の方々、そしてそれぞれ異なる専門職の先生にお集まりしていただいて、対話することによって自分の専門領域とは違ったところでの学び、そして考え方の重層化が図られる。これがいわゆるプロセスゴール。話合いのプロセス。(能勢町では)地域懇談会をされたかどうかわかりませんが、そういったプロセスを通しての新しい発見、学び合い、相互理解に加え、協働意識の深化。

そして何より大事なのはリレーションシップゴール。この計画策定プロセスや策定後の5年間、計画の実現をするプロセスを通して、人間関係が広がっていく。岡村重夫は「地域社会関係」という言い方をしています。地域の中でいろんな人達が繋がる。

行政であったり、住民同士であったり、そういったリレーションシップゴール、難しい言い方ですが「社会関係資本」という言い方で、いま注目されています。社会関係資本とは、人間関係が広がっていくことが、実はこの能勢町の財産になるのだという考え方をご理解いただければと思います。

それでは、ここで皆さん方と一緒に具体的に、能勢ではどのような形で物事を作って行くかという話にバトンタッチしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

岩崎委員長

先生ありがとうございました。いま「我が事・丸ごと」地域づくり。繋がりのある町づくりということで講演をいただきました。せっかくの機会ですのでみなさん何かご質問はありませんでしょうか。

委員

ONCC（後述参照）を受講しました。

改正社会福祉法の第6条の行政との協働というのは、ギブ&テイクということで、住民が頑張れば行政が後押しするということですか？

委員（大阪教育大学 新崎国広教授）

まさにそうなんです。今までは地域福祉の場合、住民が頑張ってください。ボランティアの人頑張ってくださいと丸投げになってしまっていたところをソーシャルアクション、つまり提案していきながら行政と市民で作って行こうということがポイントとなるとご理解いただければと思います。これを逆に言うと全部地域、行政に任せるというのは違うということをご理解いただければと思います。

委員

ONCCで学んだことを、来年早々に立ち上げようと考えています。

委員（大阪教育大学 新崎国広教授）

少しご説明させていただきます。ONCCというのは大阪北部コミュニティ・カレッジという地域の生涯学習講座があるのですが、その中で「地域福祉を学ぶ科」で、たまたま私が講師をさせていただいて、その関係で地域福祉ということに多分ご興味を持っていただいたのだらうと思います。

今日、言い忘れたのですがアクティブシニアという考え方がいま非常に注目されています。今まで高齢者は福祉サービスの利用者というイメージでしたが、概念を変え、お元気で健康な方々がいくつになってもアクティブシニア、つまり健康で社会と繋がると言うことが、実は結果として健康寿命の延長につながる、そういった考え方がアクティブシニアです。より積極的に地域と協働していく住民の方々を作って行くということで、あまり福祉の世界では言われませんが、参考になればと思い、アクティブシニアという概念をお話しました。

岩崎委員長

ありがとうございました。ほかに何かご質問はありませんか。

委員

今、国会で入管法改正案が取りざたされ、参議院までまわっていますが、研修・実習生が今後日本で長く仕事をするような話になっていますが、そうすると地域社会にどう溶け込んでいくのか、習慣も文化も違う人が入ってきた時に、こういう対応で良いのかというのが大きな問題になってくると思います。

まだ能勢の場合はそれほど多くの人が入ってきていないので、地域社会に影響は与えていませんが東大阪の方では結構いらっしゃるのではないのでしょうか。

その辺りのことも踏まえ、今後の見通しも含め、ご意見をお聞きしたいです。

委員（大阪教育大学 新崎国広教授）

東大阪の状況でいいますと、この地域福祉計画の中にも多文化理解ということで、日本語学校に居られる方に元気になっていただいて、これは労働者問題というよりも多文化理解、いわゆる海外の方々が地域でどのように生きやすいサポートを受けることができるかということで位置付けられています。労働問題として特化していません。これから将来、外国人が来てどのようになるかという問題については、私は専門ではないので、詳しくお答えはできませんが、その前に障がいがある方々や働きたくても働けない非正規雇用の方々の問題について、もっとしっかりと議論したうえで取り組んで欲しいなというのが個人的な見解です。

ただし、それは国の考え方と一致するかというと、必ずしも一致しないと思います。これではお答えになっていないかもしれませんが、よろしいでしょうか。

岩崎委員長

ありがとうございました。先生にお礼の意味も込めてもう一度拍手をお願いします。それでは次に進めたいと思います。「(2) 第3次能勢町地域福祉計画進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局（係長）

それでは第3次能勢町地域福祉計画進捗状況について、説明させていただきます。資料の4. 5. 6により現在の状況について説明いたします。

資料4をお願いします。地域共生社会の取り組みについては、平成29年度から本委員会にご報告をさせていただき、ご意見をいただきながら、地域福祉、高齢介護、児童などそれぞれの分野にわたり取り組んでまいりました。資料の2ページをお願いします。前回の委員会でも報告いたしましたが、能勢町における地域共生社会の実現に向けた平成30年度の取り組みにつきましては、地域共生社会の実現に向け、地域に「我が事・丸ごと」の意識の醸成を図る。そして地域課題の解決力強化のための協

議の場を作って行くことを目標に進めております。

具体的な取り組みについては3ページ以降でご説明いたしますが、大きなくくりとしましては、意識の醸成を図るところで、フォーラム等の開催をしていく。また、多機関協働による包括支援体制の構築、居場所の創出、地域へのアウトリーチを行っていくということです。

3ページをお願いします。こちらの図ですが何度もお示ししておりますが、能勢町における「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けました、能勢町地域福祉計画と各施策の関係図でございます。これを元に現在の各施策における取組状況をご説明させていただきたいと思っております。この図の左下に地域課題解決力強化のための協議の場である、フリースペースに創出に向けてというところで、各施策が繋がっているというところを示しているものです。まず、地域福祉関連におきましては、資料の右下になりますが、コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）の配置、地域共生社会の講演会等の実施を重点的に取組んでおるところです。

資料の4ページをお願いします。CSWの周知のために社会福祉協議会に作っていただいたチラシです。CSWにつきましては、これまで社会福祉協議会に補助事業としてお願いをしていたところから、社会福祉協議会と能勢町にあります社会福祉法人への委託事業に転換をさせていただきまして、地域にアウトリーチできる体制を再構築したところがございます。5ページをお願いいたします。現在、平成30年度、能勢町ではコミュニティソーシャルワーカーを基幹型として社協3名、また、施設型として社会福祉法人に2名を配置し、現在取り組んでいただいております。来年度につきましては、また予算の関係もございまして、施設型CSWの増員をさせていただいて全町をフォローする体制をめざしていきたいと考えているところでございます。

資料の6ページをお願いいたします。こちらにつきましては住民意識の醸成に向けた取り組みの一環で、地域全体で取り組む「我が事・丸ごと」の地域福祉研修会として社協が主催、町が共催という形で過日、11月30日に開催されました。対象は、「我が事・丸ごと」の地域づくりの実現に向けて取り組んでおられる方、民生委員児童委員、地区福祉委員、社会福祉施設の職員の方々等に参加を呼びかけ、「我が事・丸ごと」の地域づくりの輪を広げさせていただいたところがございます。今後の予定につきましては7ページをお願いします。こちらでも社会福祉協議会が主催をさせていただいて、地区福祉委員会が共催という形で、「これからの支え合いについて みんなで考えようフォーラムIn能勢」ということで、こちらは全住民対象としております。

資料3ページに戻ってください。次に左上、高齢・介護施策につきましては、生活支援コーディネーターの配置、認知症カフェの開設というところを重点的に取り組んでいます。認知症カフェについては2か所の開設を目標としていますが、残念ながら、こちらにつきましては具体的な進捗は見られません。第3回目のこの委員会でもなんらかの報告ができればなと思います。生活支援コーディネーターの関係につきましては資料の9ページをお願いします。能勢町の生活支援体制整備事業の周知を図るために作成したチラシでございます。こちらに記載がありますように社協に生活支援コーディネーターを配置し、地域状況や支援ニーズの把握から、地域住民主体の生活支援サ

ービスの創出、住民相互の支え合い体制や関係性の構築をめざしています。

資料 10 ページをお願いします。後程、社協の松下事務局長よりご説明があるかとは思いますが、生活支援コーディネーターの具体的な取り組みといたしまして、地域ニーズの把握、見える化、問題提起、またニーズとサービスのマッチング、生活支援、担い手の養成、サービスの開発、協議体への参画、連携というところでございます。地域におけるひとり暮らしの高齢者などの生活支援ニーズを把握し、そのニーズに対応するための社会資源等に関する、現状把握と新たな取り組みづくりを協議体と連携して行っていくということで、取組をいま進めていただいているところです。こちらにつきましても社協の3名が担当ということになっておりまして、先ほど説明いたしましたCSWとも兼務をされ、地域に入らせていただいているところでございます。

資料 3 ページに戻っていただき、障がい児・者施策の関係でございまして、こちらは、基幹相談支援センターを中心に地域生活支援拠点等の整備というところで、取組を進めているところでございます。

資料 11 ページをお願いします。こちらが先程申し上げました基幹相談支援センターのPR資料です。こちらにつきましましては、社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団の福祉相談「くすのき」に業務委託をし、能勢町の保健福祉センター内に基幹相談支援センターを設置して、障がいのある方のさまざまな相談をお受けしているところでございます。

資料 13 ページをお願いします。先ほど申し上げましたように障がいの施策につきましましては、地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいるところでございます。これは能勢町では面的整備型というところで、基幹相談支援センターを中心に障がい者の支援施設、障がい福祉サービスの事業所また、短期入所者を受け入れていただくようなところがお互いに連携・調整をする中で、拠点整備を進めているところで取り組みを進めているところです。また、併せて障がい者の方の緊急時の受け入れとか、地域の体制づくり、体験の機会や場を作っていく、また専門性を高めていくということも、併せて取り組んでいけたらというところでございます。地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障がい者を支援するというところで取り組みを進めています。

資料 3 ページをお願いします。右下の子ども・子育ての関係、児童福祉の分野になりますが、こちらの取り組みといたしましては、地域における居場所づくりということで、取組を進めています。主には子育て家庭教育支援事業、子どもの居場所づくり創造事業、子育てつながり支援事業という取組をしていますが、特に今年度優先的に取り組んでいるものとしては、14 ページにあるチラシをご覧ください。併せて本日別添の資料といたしましたカラー刷り「冬のイベント情報」をお配りしておりますが、こちらは町内のすべての小学生に配布したのですが、こちらは学校を拠点とした居場所づくりとなります。この取組に加え、地域の居場所として「フリースペース」を作りたいということで、今年度、社会福祉法人に協力していただきまして6か所の居場所がこの冬休みに展開するということになっております。その一覧が14ページにお示ししている6つの居場所でございます。施設によりまして様々な取組を

していただいております。工作或勉強ができるスペースがありますよとか、喫茶スペースがありますよとか、ごはんが食べられますよとか、その施設の取組に応じ様々な居場所として展開していただいております。中には長期休暇に限らず常設していただいている居場所もございますし、長期休暇限定の場所もございます。また申し込みが必要な施設、不要な施設がそれぞれございますが、地域の居場所を現在6か所能勢町で展開をしているところです。可能であれば、今後さらに広げていきたいと考えています。子どもの居場所として始めたところではございますが、子どもだけではなく住民の方、全ての方がこの場所に集っていただけたらというところで考えておまして、14ページの資料は、全世代向けのチラシとなっております。誰でも気軽に無料で過ごせる場所「フリースペース」として、地域の方により多く集まっていたら、その場所にCSWや福祉施設職員、加えて我々行政職員も関わりを持てるように取組んでいきたいと考えています。また、その取組がひいては協議の場となっていくことをめざしているところでございます。

資料16ページをお願いします。これは10月18、19日に愛知県の長久手市で開催されました「第1回地域共生社会推進サミット」の資料であったものでございます。こちらには私たち福祉課職員が参加をさせていただきましたが、長久手市の地域共生社会の取組にあたってのキャッチコピーは、「地域共生社会って？まざって暮らすわずらわしいまちづくり」「遠回りすればするほどおおぜいが楽しめ、うまくいかなければあるほど色々な人に役割が生まれる。」「自然も雑木林も子どもも、お年寄りも生きとし生けるものがつながって暮らす。」というところであり、長久手市は現在人口が増えていて、高齢化率も大変低いようです。このような所であっても今後、20年30年先を見越した中で、新しい町だから、住民お互いが無関係というわけではなく、住民同士の地域での繋がりを作っていこうということで、町づくりを進めておられます。能勢町においても、今まで培ってきた地域との繋がりがあるのですが、その地域力が弱まってきているのも現実であるかと思えます。それをもう一度作り直す。能勢町として新たなものを構築していくという取組みは、一朝一夕にはできません。能勢町において、このコンセプトをそのまま使えばいいということではありませんが、こういうような視点も踏まえ取組をしていけたらなと見え、本日お示しをしているところです。

続いて、資料5の第3次能勢町地域福祉計画の体系に基づく事業の推進状況をまとめたものですが、今回、下線太字につきましては、地域共生社会の実現に向け本町で重点的に取り組んでいるものです。前回で説明したものと大きく変化はありませんので、後程ご参照いただければと存じます。

次に資料6でございます。こちらにつきましては、いま申し上げました重点的に取り組んでいる施策をまとめたものとなります。この資料につきましても、下線で示している部分は、前回お渡しした資料から取組が進捗したものとして、加筆したものです。その中でも、特記するものに関して説明をいたします。まず、いきいき百歳体操ですが、能勢町において、地域が44地区あるのですが、全体に広めていけたらということで、介護保険の関係で取組を進めているところです。現時点におきまして、44

地区中 41 地区が活動されておりまして、活動場所は 45 か所となっています。前回より 2 地区 2 か所増加しています。

また、命のカプセルの配布事業でございます。こちらにつきましては民生委員児童委員のご協力によりまして 75 歳以上の独居高齢者のみ世帯を中心に配布していただき、配布個数が現在 620 個配布をしていただいているところです。参考に能勢町の 75 歳以上の独居、高齢者のみの世帯ですが 417 世帯でございますので、民生委員児童委員に回っていただく中で、それ以外の必要な方につきましても、十分フォローをしていただいた結果、配布個数が 200 個以上、上回ったと考えています。

資料 2 ページ、能勢町緊急通報装置設置事業ですが、従来、能勢町で展開していたものが製造中止となり、事業の再構築の必要が生じたということで、前回お話をさせていただいたところですが、結果として平成 30 年度 9 月議会に補正予算の措置をさせていただきまして、年明け 1 月より事業開始できたらというところです。なお、利用者負担額について、業者との調整をすすめているところです。

資料 12 ページをお願いします。こちらはまだ案の段階ですが能勢町の緊急通報装置の利用のご案内のチラシを作成させていただきました。利用対象者は基本的に「1. 65 歳以上のひとり暮らしの方」、また「2. 65 歳以上のみの世帯の方」、「3. その他 1.及び 2.と同等と町が認める方」ということで、前回のこの委員会で、昼間独居の高齢者の方なども対象にするべきだのご意見を賜ったところでしたが、そのような方については、状況を把握させていただきまして、「3. その他 1.及び 2.と同等と町が認める方」として対象にしていこうと考えています。

費用（本人負担額）はまだ決まっておりませんが、だいたい今の試算によりまして月額ワンコインまでの範囲で考えております。機能としては 13 ページにお示ししていますが、緊急通報サービスや健康相談サービス、お元気コールや無線ペンダントボタンという 4 つの機能を備えた装置の設置を検討しています。

資料 14 ページについてですが、先ほどの資料の 5 でもお伝えをしていますが、本年度、民生委員児童委員協議会の取組みで災害時 1 人も見逃さない運動としまして、福祉マップの更新をしていただいています。このマップについては 3 年に 1 回更新をしていただいている、本年 10 月～11 月にかけてまして、民生委員児童委員にこの調査票を全戸配布いただき、基本的に全戸回収をすることにより地域の状況把握していただいたところです。先ほどの先生の講演にもありましたように、地域での見守り活動、社会的孤立を見逃さないというところで、この事業は、災害時だけでなく日々の見守り活動の取組みいうところにもなっていると考えています。

今回、更新していただいたマップを今後どのように活用していくのかというところを福祉課、社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会とご相談させていただきながら、今後どのような取組ができるのか、考えているところです。

長くなりましたが、これで第 3 次能勢町地域福祉計画進捗状況についての説明を終わらせていただきます。

岩崎委員長

資料4から5、6と説明がありました。これにつきましてご意見がありましたら、お受けしたいと思います。よろしくお願いします。

委員（大阪教育大学 新崎国広教授）

能勢町の緊急通報装置についての利用についてですが、ご利用される方にとっては、大切な取組だと思えますが、経済的に厳しい方、生活保護や非課税家庭の方々、一定の線引きは必要だと思えますが、そういう方々については一ヶ月500円というのは年間6,000円となりますが、そのあたりについて、何かご検討はされておられますか。

事務局（係長）

費用の負担につきましては、新崎先生がおっしゃられたように、生活保護世帯に関しては、免除する方向で考えております。非課税世帯の方をどのようにするのかというところですが、できるだけ費用を少なくさせていただいて低額で提供できればと考えています。所得の部分で金額を段階的に設定するといところも検討いたしました。現在は生活保護の方だけを免除するという形で考えておるところです。

岩崎委員長

他に何かご質問はありませんか。

無い様ですので、次に移らせていただきます。

では、「(3) 能勢町自殺対策計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（担当者）

それでは、能勢町自殺対策計画（案）について説明いたします。

資料7をご覧ください。能勢町自殺対策計画の策定及びスケジュールについて記載させていただいています。策定に係る経緯について説明いたします。本計画は、平成28年度に改正されました自殺対策基本法において誰もが自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、自殺対策を地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援として再構築し、自殺対策の更なる推進を図る観点から、都道府県及び市町村においても自殺対策計画の策定を義務づけられました。平成29年度から平成30年度にかけて市町村自殺対策計画を策定することとされており、それを踏まえ本町でも平成30年度中に能勢町自殺対策計画を策定することになりました。

本計画は「能勢町地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、策定にあたっては「能勢町総合計画」等の関連施策と整合を図ってまいります。

また、自殺対策計画の推進期間は、第3次能勢町地域福祉計画の期間が平成32年度までであることを踏まえ、こちらの計画も平成32年度までとさせていただきます。その後、平成33年度以降については、第4次能勢町地域福祉計画の基本施策のひとつに入れ込んでまいります。

またこちらの計画につきましては地域の実情を勘案して作成する必要があるため、

役場内の意見のみならず、本日ご参加の委員様及びご所属の機関のご意見等を聴取したいと考えております。こちらにつきましては、誠に勝手ながら、今後のスケジュールとの兼ね合いもございますので、平成30年12月14日金曜日までに任意の様式で福祉課まで提出をお願いします。その後、計画策定にかかるスケジュールとしては、平成31年1月上旬から2月中旬頃にかけて、意見聴取の結果を踏まえた計画案のパブリックコメントの実施を行います。その結果を計画に反映し、2月下旬から3月にかけて行われる、第3回能勢町地域福祉計画推進委員会において計画の最終案についてのご説明をいたします。その後3月中旬から下旬にかけて成案化したいと思います。

資料8をお願いします。目次を見ていただきますと、大きく4項目、計画策定の趣旨、能勢町の自殺の現状、自殺対策の取組、自殺対策の推進体制及び参考資料となっています。

資料8の1ページ目をご覧ください。こちらには計画策定の趣旨で、基本理念等を掲げさせていただいております。基本理念といたしまして、「誰も自殺に追い込まれることのない能勢町」を掲げさせていただいております。生きることの包括支援として地域全体で自殺対策を総合的に推進してまいりたいと思います。

本計画の数値目標というところで、国の定めております自殺総合対策大綱では、国の目標として平成38年までに平成27年の10万人と比べて自殺死亡率を30%以上減少させるとこととしていますが、能勢町としては自殺者数が若干名ということ踏まえまして、自殺死亡率が大きく変動する点もございますが、自殺死亡率の減少に努め、基本理念の実現をめざすこととしています。

続きまして2ページから5ページにつきましては、能勢町の現状をグラフ等でお示しさせていただいております。なお自殺死亡率の推移については、能勢町では（自殺者数が若干名であるため）自殺者数が1名増減するだけでも自殺死亡率は大きく変動してまいります。3ページ目には年齢別、有職・無職者別自殺者の推移を掲載しております。年齢としては男性では30代から50代の働き盛り世代、女性であれば80代以上の高齢者世代が多くなっております。有職・無職者の別で見ると無職者の自殺が多く、就労を含めた無職者に関する支援が必要と言えます。4ページにつきましては国より提供されました自殺プロフィールから抜粋しており、平成24年から平成28年のデータの集計したものです。こちらを見ますと上位5区分のうち3区分以上が60歳以上となっており能勢町では高齢者自殺予防に関する支援が必要となっていると思われまます。なお、背景にある主な自殺の危機経路とありますが、これは全国的な傾向でこのようなものがあるということで、資料の危機経路が、必ずしも本町での自殺者にあてはまるというものではありませんので、予めご承知おきください。

5ページ目も同じく自殺プロフィールから提供いただいたものですが、先ほども申し上げたように、本町では自殺者数が1名増減する事で大きく死亡率等が変わってまいります。半数以上の項目で全国上位40%以内となっています。能勢町においての特性や背景にある主な自殺の危機経路を踏まえると、高齢者並びに生活困窮者、勤務・経営に関する支援を重点的に取り組むべき施策として位置づけ推進してまいります。

7 ページをお願いします。「能勢町地域福祉計画」の基本目標の一つに「誰もが安心して生活できるまちづくり」を掲げていることを踏まえ、本計画の基本理念の実現をめざし、さまざまな施策や関係機関・団体と連携を通じて、生きることの阻害要因を減らし、生きる事の促進要因を増やすことで自殺対策を推進します。能勢町での取組については、7 ページ中段にありますとおり、8 つの施策があり、一つ目は地域におけるネットワークの強化、二つ目は自殺対策をささえる人材の育成、3 つ目は住民への啓発と周知。4 つ目は生きることの促進要因への支援。5 つ目は子ども・若者への支援、6 つ目は障がい者への支援、7 つ目は高齢者への支援、8 つ目が生活困窮者及び働いている方への支援です。なお、7 つ目、8 つ目については先ほどのご説明通り重点施策として位置付けております。8 ページから 15 ページにかけては、各施策及び各施策と関連する事業を掲載しております。

続きまして 16 ページをご覧ください。地域の自殺対策の推進体制、というところで、能勢町自殺対策ネットワークのイメージ図を載せています。このイメージ図はあくまで一例ですので、イメージ図に何か入れるべき項目等がありましたら、後程ご意見いただければと思います。

19 ページに移りますが、役場における全事業のうち「生きる支援関連施策」を各担当課からヒアリングを行い、その結果を反映させた一覧表となっております。

能勢町自殺対策計画についてのご説明は以上となります。

事務局（係長）

今の担当者から説明に加え、若干補足事項の説明をいたします。

自殺対策ネットワーク会議につきましてはすでに、町内外の関係機関で構成する会議として設置をさせていただいております。11 月 28 日に会議をさせていただきました。その会議におきましても本日ご説明させていただきました自殺対策計画の策定及びスケジュールと、計画案につきまして協議させていただいたところがございます。

その会議でもご意見を頂戴しましたところですが、能勢町は基幹産業として農業がございます。特に能勢町には直売所がありますので、そこへ出荷を出されている方々が、生産者同士で接する機会が多いという観点で、生きることを促進していると言えるのではないかという意見があり、産業振興の面からもそういう視点も踏まえて取組んでいけたらという意見をいただいたところです。

また池田保健所からは自殺対策の計画の中の項目として子どもが SOS をどのように出したらいいいのかというところの教育を計画にどのように位置付けていけばいいか（ということが検討課題である）というご指摘も受けたところです。こちらにつきましては大きな項目の子ども・若者支援という項目の中に児童、生徒の支援体制の強化という項目を設けておりますので、こちらの事業の中で対応できればと回答させていただいたところです。

以上、自殺対策ネットワーク対策会議における質疑応答に関する報告をさせていただきました。

岩崎委員長

説明が終わりましたが、何かご意見はございますか。

委員

医療機関の立場から質問をしますが、そのネットワーク会議の医療機関というのはどういった方がおられるのですか。

事務局（課長）

手元にメンバー表はないのですが、大阪府池田子ども家庭センター、池田保健所、関係福祉団体、役場の産業環境を所管している部署、教育委員会関係、福祉関係、生活困窮を切り口に税や保険料を扱っている部署、健康に関する部署、あとは警察署、消防署に参画いただいています。

医療機関には、現時点で参画はしていただけていません。

委員

能勢町の自殺の特徴として、身体疾患、うつ状態ということがありますが、基本的にうつという状態にならないと、自分が命を終わらせるという、最後の切り札を切るというのは、健全な心理状況では起こらない。そこで医療機関がある程度関与した方がいいのかなと思います。精神分野をサポートしていただいている町外の医師のご協力を仰ぎみるのか、なにかしらそういった医療関係者の専門職の方を入れていただいた方がいいと思う。

今日の全体的な会議でもそうですが、地域共生社会いうところが中心になると、どうしても健康というところが関わってくるので、私自身もソーシャルキャピタルを大事に全国をまわっている先生の話の聞いたりとか、国保の医療機関の団体で学会をよくしたりしているが、その中でそういう話ばかりをしている。

地域包括医療ケアについても10年以上前から国保のところではされていて、医療主導で地域共生社会を作り上げているという実績を持たれている先生方の話を、私は憧れとともに、ぜひ能勢にもたらしたいと思うし、私も力になればと思っている。

自殺に関しても医療のポイントは組織でと自分では思っているが、ただ実際のところ能勢町には、医療資源、すなわち医師、医療機関が少ない、医療関係者も少ない。

だから町外の医療関係者へお願いする必要があると感じました。

事務局（課長）

宇佐美委員からご指摘いただいたことですが、ワンストップ型、関係機関も含めての検討、まずは町内医療機関会議といったところで、申し上げるというような方法もひとつですし、またご指摘いただいた精神関係の専門的なドクターなどでいうと、介護でいうところの認知症関係でご協力いただいている先生もいらっしゃいます。

そのあたりも含めてご相談したいと思います。

加えて精神ということであれば、精神障がい者にも地域包括ケアシステムを作って行くことがクローズアップされている中で、自立支援協議会、関係機関にもご相談した上でこの自殺対策ネットワークの構成も含めて並行して有機的に結びつくような形で検討させていただければと思います。

岩崎委員長

何か他にもございますか。

委員

先ほどの宇佐美委員のお話に関して、地域に特に気になる方、とても悩んでおられる様子の方がいて、声をかけようにもかけられない場合は、どこに連絡（通報）したらよいのか。

事務局（課長）

その方が抱えている課題が何かわかりませんが、一義的にそういった方がいらっしゃると気づかれた方は、まずは役場福祉係に総合相談の窓口を設けておりますので、そちらで受けさせていただきます。まずはご一報いただけたらと思います。

委員

ワンストップ型、地域連携型。たらいまわしにしない。今のようなどうして良いかわからないという、はたして自分がそれに対して一歩踏み出してよいのかもわからないと言うとき、窓口がワンストップ、つまりちゃんと窓口が明確になっていれば、そこに相談をすれば、後は必ず繋いでもらえるということ、これには、まだまだ課題があり、今のよう質問が出たということは、まだ明確に住民へ（相談窓口について）周知徹底ができていないことのあらわれだと思います。

実際、障がい関係でも、どこに手続に行けばいいですかとか（と患者に聞かれるが）、私が保健福祉センターの窓口に行けばしてくれるよと言ったものの、またそのまま戻って来られ、私が裏から（事情説明のため保健福祉センターへ）連絡したりしたことがある。ワンストップ化は出来ていると思うけれど、まだ徹底しきれていない側面があると思うので、その周知の徹底化をはかるべきだと思います。

福祉のお困りごとについてはどんどん、保健福祉センターへ行ったらいいんだよと私は言うが、そもそも住民が聞くまでもなく保健福祉センターへ行くという状況を作らないといけないと思います。

事務局（課長）

確かに一万人という少ない人口とはいうものの皆様方に情報が行き届いていないという点について、ご指摘の通りだと思います。

我々もできる限り定期的に広報、ホームページ等を使い、全ての相談窓口の一覧表

など、お知らせはさせていただいているのですが、受け手側の方にしっかり届いていないという点は、その通りでございますので、今後とも様々な手段を使い周知徹底をはかってまいりたいと思います。

事務局（係長）

それと加えまして、相談にいけない方について、先ほど富永委員がご指摘をされましたが、そういった課題を抱えた方を見つけるために、先ほどもご説明したCSWによって、地域密着型で相談事に対しアプローチしていくという体制をより一層強め、役場の窓口にも地域にも入っていただけるような体制を作って行けたらと考えております。

委員（大阪教育大学 新崎国広教授）

ワンストップ型の窓口については、CSWがひとつの目玉だと思います。

ただ、CSWの方が、連絡を受けたらすぐに解決をしなくてはならないと思われているのか、自分ところの専門ではないということで、すぐにたらい回しになる。しかし、まずは迅速に対応というキャッチフレーズをもとに動くべき。まず相談をお受けしたら、そこで自身の専門でなければ行政からネットワークを作ってもらおうという流れで対応すればいい。これは専門職としては考えておかなければならないところです。相談を受けたら、必ず自分が解決しなくてはならないと思うと自分ところで受けてどうだろうかと思い、結果これが、たらい回しにと繋がる。

その徹底がまずひとつ大切なことだと思います。今東大阪市で、私はCSWのスーパーバイザーをさせていただいていますが、能勢町の5人で作られたCSWが月に1回でもよいので情報共有というか、顔の見える関係を作って、連携した形を作っていくのもひとつかなと思います。

また、東大阪では地域福祉計画の住民アンケートを取りました。驚いたのは年齢層にかかわらずインターネットの情報が結構身近で入りやすいということがわかり、広報の仕方として、インターネットやSNSを重視するのも有効なのかなと思います。

岩崎委員長

ありがとうございます。時間の都合もありますので、次へすすませていただきます。第2次能勢町地域福祉活動計画の進捗状況について、社会福祉協議会の松下事務局長から説明いただけますでしょうか。

社会福祉協議会（事務局長）

能勢町の社会福祉協議会です、どうぞよろしくお願いたします。今回の活動計画について推進委員会を開催しておりませんので、進捗状況について資料の提出はしておりません。ですが、その活動計画の目標に向かって、日々事業をしておりますので、その報告をさせていただきたいと思います。本日の資料4を活用させていただき、現在社協が事業を推進しているものをご説明させていただきます。町が作成した資料を

活用してご説明させていただきます。

国、町のほうで地域共生社会というところを進めてらっしゃる、それは社会福祉協議会とともに進めているものでございます。全国の社会福祉協議会が福祉と共生のまちづくりをすすめているところで、同じ意識を持ちながら推進をしております。そのなかで、CSWや、生活支援ソーシャルワーカー、その他色々な事業を受けているところでもあります。

4 ページCSWというところで、迅速に対応するというところで、現在CSWの周知、CSWとはなんだろうなというところで、地域住民さんに周知を図っているところです。資料にありますように社協で3名、施設で2名、社協基幹型でしています。社協自体これまでも色々な相談を受け付けてはきましたが、CSWとして受けていますよというところで、もっともっと周知をしていかなければなりません、やはり社協だからだといって、すぐにご相談をいただけるものではないと思っています。やはり地区福祉委員、民生委員児童委員、ボランティア、ご近所の方等、その方々が社協に相談したら相談員がいらっしゃるよというところの周知をもっともっと徹底し、お困りごとを社協にご相談いただく、また役場の総合相談へご相談いただくという流れをもっともっと早く進めてまいりたいなと思っており、周知・徹底をいま図っているところでございます。皆様方も困ったら社協へご相談をしたらどうかと言っただけならなと思っています。

6 ページですが、11月30日に町と一緒に「我が事・丸ごと」の地域づくりの研修会を開催させていただきました。大変多くの方にご参加いただきました。この地域共生社会の推進におきましては、これからもいろいろな会議、また研修を持ちまして町とともに推進してまいりたいなと思っております。

続いて、7 ページ、12月19日支え合いのフォーラムを開催してまいります。これについても町と一緒に連携をしながらと思っているところですが、やはり支え上手、支えられ上手ということをみんなで分かち合いながら、進めてまいるなかでこのフォーラム、非常に大切でございます。ぜひともご出席をみなさまに賜りたいなと思っております。

9 ページ生活支援の体制整備事業を受託しているところでございますが、生活支援のコーディネーターという役割を担って地域の状況の支援、またニーズ把握から住民とともに色々なサービスも含めて、いわゆる語りの場を作りながら地域の方々と一緒に生活支援の体制を作って参ろうと思っております。これは地域住民が地域住民を支えていらっしゃいます、これからもどんなことが必要か、様々な地域の諸事情の中で、関係の方々、地域を良く知られる住民、地区福祉委員会、民生委員児童委員等のご意見も踏まえて、地域住民が地域住民を支え合うシステム、地域力の支援をして参りたいなと思っております。

町の資料を活用させていただいて、社協の事業をご説明させていただきました。

岩崎委員長

説明が終わりました。何か質問はございますか。

事務局（係長）

先ほど町からも報告させていただいたCSWの件についてですが、社協が基幹となり、町も入らせていただいて、1か月に1回というところにはまだなっていませんが、2ヶ月に1回連絡会議を社協のほうで開催をしていただいています。

先般会議の開催がございまして、どのような形で進めていくのかというところを話し合ったところです。そのなかで、事例検討により情報を共有し、その後、どのような対応をしていくのかについてを、地域の民生委員児童委員も含め学ぶ場を作れたらという意見もいただいております。

今後、民生委員児童委員協議会にもご提案させていただいて、一緒にグループワークのようなことが出来ればと思っています。

岩崎委員長

では、時間の都合もありますので、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局（係長）

第1回の会議の時に移動手段というところで、ご質問が出ておりましたが、池田市でシェアリングエコノミーという新たな取組をされているというところで、この取組状況がわかりましたらこの会議でご報告をさせていただく旨、第1回会議で報告をしておりましたがその件につきまして、現在、池田市は総務省のシェアリングエコノミー活用事業の採択を受けて、現在社会実験として、池田市の伏尾台で10月22日から2か月間、取組をされています。

内容をお聞きしましたら、枠組みとしては、能勢町での交通空白地有償運送と同じ枠組みで事業取組をされているようでした。利用者は登録制で現在50名の登録があり、ドライバーは地域の方が担い、自家用車12台で運行をされているというところからです。

料金は距離制ではなく1回250円で、10月22日からの1か月強で、利用実績としては二十数件程度しかまだないということでした。事業主体は池田市ですが、運営につきましては、いわゆる地区福祉委員会等が母体になっていると思うのですが、伏尾台の創生会議という協議会があり、そちらが受け皿となり地域において、運営を進めておられるようです。池田市におかれましても社会実験の結果を踏まえて、今後につなげられたいということですが、具体的には阪急バスの通っているところでの、交通空白地という取組ですので、本町で現在社協さんが交通空白地有償運送として取り組んでいただいているものと、枠組みとしては同じだと思います。本町においては距離制になっているので、長く乗れば利用者の負担が大きくなる等課題はあると思います。池田市がこの後どのような枠組みを作っていくのかということを見させていただいた中で、政策の担当課や社協とも相談をしながら能勢町のあり方を考えていけたらと思います。

岩崎委員長

他に事務局から何かありませんか。

事務局（課長）

次回会議の日程調整をさせていただきたいと思います。

2月の下旬あたりで調整をさせていただければ、3月になりますと議会等ありますので、勝手ながら事務局側としては、開催が困難であるところです。

2月下旬で言いますと、2月21日（木）の午後に軸に皆様のご都合をうかがいながら調整をさせていただけたらと存じます。

岩崎委員長

委員皆様方から、貴重なご意見をいただきました。事務局は真摯に受け止め今後、改善をしてください。

では、ご協力によりまして定刻に終了させていただけることになりました。委員皆様に感謝申し上げ、私はここでマイクを置きたいと存じます。ありがとうございました。引き続きまして、閉会にあたりまして小南副委員長からご挨拶をお願いします。

小南副委員長

慎重に審議していただきありがとうございました。私も一生懸命聞いていたのですが、非常に内容が多くあり、進捗状況は特にこれぐらい進んだ、というような（説明をしてほしい、事業の進捗状況を）単に並べるだけでは、内容としてはさびしいなと思いました。

長時間に渡りありがとうございました。これで閉会いたします。